

点検評価表（県出資25%未満の財団法人等）

1 団体の概要

（令和2年4月1日現在）

団体名	一般社団法人静岡県柑橘振興基金協会		
所在地	静岡市駿河区曲金三丁目8番1号	設立年月日	平成28年4月1日
代表者	会長 柴田 篤郎	県所管課	経済産業部農業局農芸振興課
設立目的（定款）	本法人は、柑橘類等果実の安定的な生産出荷の推進、生産者の経営の支援、輸出振興及び需要拡大等を図るための事業を実施し、静岡県果樹農業の健全な発展及び県民の消費生活の安定向上に寄与することを目的とする。		
設立に係る根拠法令等	果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）		
団体ホームページ	-		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
公益財団法人中央果実協会	52,500	47.3
静岡県経済農業協同組合連合会	26,250	23.6
静岡県	26,250	23.6
自己資金	6,000	5.4
基本財産(資本金)計	111,000	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	1	常勤職員	2
うち県OB	0	うち県OB	0
うち県派遣	0	うち県派遣	0
非常勤役員	12	非常勤職員	1
役員計	13	職員計	3

2 行政施策との関係

(1) 団体活動に関する行政施策の目的

<ul style="list-style-type: none"> ・柑橘の計画的生産の推進及び需給調整対策 ・柑橘の高品質安定生産 ・果樹経営の改善 ・県内外での果実消費拡大

(2) 上記を代替・補完する団体活動の概要

<p>ア 果実計画生産確認事業 うんしゅうみかんの生産目標作成、計画的出荷を図るための産地指導</p> <p>イ 緊急需給調整特別対策事業 うんしゅうみかんの生産量が多く価格が低下した場合、果実を市場から隔離し、価格の下落を抑制する。</p> <p>ウ 補助金交付に係る事業 果樹生産の経営改善に関する取組(改植、防風ネット設置等)に対し、補助金を交付する。</p>

3 これまでの改革の取組

平成29年度	<ul style="list-style-type: none">・平成29年6月に公益目的支出計画実施報告書を提出。・事業費確保のため、特定資産の取り崩し。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none">・平成30年6月に公益目的支出計画実施報告書を提出。・事業費確保のため、特定資産の取り崩し。
令和元年度	<ul style="list-style-type: none">・令和元年6月に公益目的支出計画実施報告書を提出。
令和2年度 (6月時点)	<ul style="list-style-type: none">・令和2年6月に公益目的支出計画実施報告書を提出。・令和2年度をもって、果実計画生産確認事業、緊急需給調整特別対策事業を廃止。

4 実施事業

(単位:千円 / R1以前は決算額、R2は予算額)

	事業名	果実計画生産確認事業		事業区分	県補助事業
	事業費	H29	H30	R1	R2
1		4,941	5,417	4,323	0
	事業概要	うんしゅうみかんの生産出荷目標に基づく産地指導、摘果等の果実計画生産確認事業の実施に伴う経費の一部を、国、県、生産者が造成した交付準備金により助成する。 (※H29以前の事業名は、果実計画生産推進事業)			
	実績等	産地、生産者による生産出荷計画の作成、摘果などによる生産量の調整を通じて、うんしゅうみかんの需給調整に寄与した。			

	事業名	緊急需給調整特別対策事業		事業区分	県補助事業
	事業費	H29	H30	R1	R2
2		-	-	-	0
	事業概要	うんしゅうみかんについて、計画生産出荷への取り組みを的確に実施しても、一時的な出荷集中により価格が低下した場合に、生食用果実を加工原料に仕向ける際の掛かり増し経費の一部を指定果実出荷事業者に補給する。			
	実績等	平成25年度以降、価格の下落がなかったため、静岡県には実施されなかった。			

	事業名	果樹経営支援対策事業		事業区分	その他補助事業
	事業費	H29	H30	R1	R2
3		157,290	156,246	114,965	126,000
	事業概要	産地協議会に参加している担い手が、「果樹産地構造改革計画」で推奨する品目・品種を対象として改植、基盤整備等を実施した場合に補助金を交付する。			
	実績等	各産地が策定した果樹産地構造改革計画に即して、産地・担い手が行う計画的な優良品種への転換、小規模な園地の基盤整備などが実施された。			

	事業名	果樹未収益期間支援事業		事業区分	その他補助事業
	事業費	H29	H30	R1	R2
4		127,943	112,984	92,736	98,000
	事業概要	果樹経営支援対策事業により改植及び特認事業(新植)を実施した後、未収益期間に要する経費の一部を補助する。			
	実績等	各産地が策定した果樹産地構造改革計画に即して、優良品種への改植が実施された。			

5 点検評価（県所管課記載）

点検項目	県所管課意見				
① 県の出資の必要性が、現在の社会経済環境において認められるか	果樹農業振興特別措置法に基づき設立された団体であり、うんしゅうみかんの安定生産に向けた活動を行う産地への支援や、一時的な出荷集中による価格低下が起こった場合の補給金の拠出など、果樹農業政策における中核的な役割を担っている。				
② 県からの補助金、委託金等の支出について、必要性、有効性が認められるか	<p>県は、以下の資金造成に対して助成を行っている。</p> <p>①果実計画生産確認事業：うんしゅうみかんの安定的な生産出荷を推進</p> <p>②緊急需給調整特別対策事業：一時的な出荷集中の際に価格の暴落を防ぐ また、柑橘の生産振興を目的に、団体補助金を交付している。</p> <p>これらの事業は、果樹農業振興特別措置法に基づき運用されている事業であり、本県の柑橘農業の経営安定を図るためにもその役割は大きいと考えられる。</p>				
		H29決算	H30決算	R1決算	R2予算
	県支出額(千円)	13,672	13,475	13,345	13,536
③ 県からの職員派遣について、必要性、有効性が認められるか	該当なし				
		H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1
	県派遣職員(人)				

6 経営上の課題・改善に向けた取組の方向性

マイナス金利政策により運用益が減少し、特定資産を取り崩し事業費に充てているため、財源の確保。